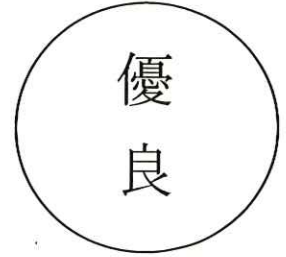


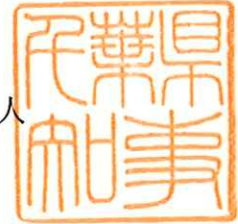
産業廃棄物処分業許可証

住 所 千葉県佐倉市大作二丁目2番地1
氏 名 株式会社佐倉環境センター
代表取締役 小出 英昭



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊 人



許可の年月日 令和8年1月7日

許可の有効年月日 令和15年1月6日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

破砕、圧縮及び減容固化による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

ア 破砕による中間処理に係るもの

(ア) 廃プラスチック類(水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く。)、
(イ) 紙くず、(ロ) 木くず、(ハ) 繊維くず、(ニ) 金属くず(水銀使用製品産業廃棄物
を含み、自動車等破砕物を除く。)、(ホ) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器
くず(水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く。)、(ヘ) がれき類
(これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

イ 圧縮による中間処理に係るもの

(ア) 廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く。)、(イ) 紙くず
(これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

ウ 減容固化による中間処理に係るもの

廃プラスチック類(廃発泡プラスチック類に限り、自動車等破砕物及び特別
管理産業廃棄物であるものを除く。)

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物
を処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種
類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を処分でき
ない。

2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙1、2、3、4、5、6及び7のとおり

(続 く)

(許可証の続き)

3 許可の条件

- (1) 旭市の事業場における産業廃棄物の処理により発生する粉じんについては、施設の維持管理を徹底するとともに、散水等により周辺への飛散を防止すること。
- (2) 佐倉市の事業場における産業廃棄物の中間処理は、処理施設及び建屋等の維持管理を徹底することにより、騒音に係る規制基準を遵守すること。
- (3) 旭市の事業場における産業廃棄物の中間処理は、処理施設及び建屋等の維持管理を徹底することにより、騒音を低減すること。

4 許可の更新又は変更の状況

昭和62年7月22日 新規許可

令和7年8月28日 変更届 (佐倉市の事業場における保管施設の変更)

令和7年10月6日 変更届 (旭市の事業場における保管施設の変更)

令和8年1月7日 更新許可 (優良認定)

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

存・無

(以下余白)



許可証別紙1

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)		処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
破 碎 施 設 (施行令第7条第8号の2)		木くず 252 t/日 (10.5 t/時×24時間) (平成14年1月31日)	1	千葉県佐倉市 大作二丁目 2番1
処理前物	木くずの保管施設 ④ ⑥	118 m ² 490 m ³	2	
	木パレットの 保管施設 ①	180 m ² 540 m ³	1	
処理後物	木くずの保管施設 ② ③ ⑤ A C D E	118 m ² 490 m ³	3	
		58 m ² 96 m ³	1	
		17 m ² 26 m ³	1	
		33 m ² 70 m ³	1	
		35 m ² 74 m ³	1	
残さ物の保管施設 * コンテナ保管	⑳	7.3 m ² 8.0 m ³	1	
	B	1.5 m ² 1.5 m ³	1	
破 碎 施 設 (施行令第7条第8号の2)		紙くず 52.1 t/日 (2.17 t/時×24時間) 木くず 93.8 t/日 (3.91 t/時×24時間) 繊維くず 49.2 t/日 (2.05 t/時×24時間) 金属くず 69.4 t/日 (2.89 t/時×24時間) ガラスくず、コンクリートくず及び 陶磁器くず 274 t/日 (11.4 t/時×24時間) がれき類 535 t/日 (22.3 t/時×24時間) (平成14年1月31日)	1	
破 碎 施 設 (施行令第7条第7号) (平成25年9月17日、 第25-1-410号)		廃プラスチック類 73 t/日 (3.04 t/時×24時間) (平成26年2月13日)		

(以下余白)

許可証別紙2

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)			処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
処理前物	手選別物の 保管施設	A	39 m ² 87 m ³	1	千葉県佐倉市 大作二丁目 2番1
	廃プラスチック類 の保管施設	B C	16 m ² 30 m ³	2	
	破碎前可燃物の 保管施設	D E F G	16 m ² 30 m ³	4	
	ガラスくず、コンクリート くず及び陶磁器 くずの保管施設	H	16 m ² 30 m ³	1	
	紙くずの保管施設	I	12 m ² 18 m ³	1	
	廃石膏ボードの 保管施設	K	22 m ² 41 m ³	1	
	がれき類の 保管施設	O	16 m ² 18 m ³	1	
	廃プラスチック類、 金属くず、ガラス くず、コンクリートくず 及び陶磁器くずの 保管施設（フロン 使用製品廃棄物）	㉑	16 m ² 5.3 m ³	1	
	混合廃棄物（廃プラ スチック類、金属 くず、ガラスくず、 コンクリートくず及び 陶磁器くず、がれき 類）の保管施設	㉒	60 m ² 53 m ³	1	
	処理後物	ガラスくず、コンクリート くず及び陶磁器 くずの保管施設 （廃石膏ボード）	J	14 m ² 29 m ³	
金属くずの 保管施設		L	14 m ² 27 m ³	1	

(以下余白)

許可証別紙3

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)		処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所	
処理後物	可燃物の保管施設 M	22 m ² 41 m ³	1	千葉県佐倉市 大作二丁目 2番1	
	不燃物の保管施設 N	22 m ² 41 m ³	1		
	がれき類の 保管施設 * コンテナ保管	⑦ 14 m ² 10 m ³	1		
	金属くずの 保管施設 * コンテナ保管	⑧	14 m ² 20 m ³		1
		⑩	14 m ² 25 m ³		1
		⑪	7.2 m ²		2
		⑬	1.2 m ³		
		⑭	7.3 m ²		3
	⑮	8.0 m ³			
	廃プラスチック類、 金属くずの 保管施設 * コンテナ保管	⑯	7.3 m ² 8.0 m ³		1
⑨		14 m ² 22 m ³	1		
		⑫	7.3 m ² 8.0 m ³	4	
					⑰
⑱					
処理前物	混合廃棄物（廃プラ スチック類、 紙くず、木くず、 繊維くず）の 保管施設	C 97 m ² 156 m ³	1		
	混合廃棄物（廃プラ スチック類、 紙くず、木くず、 繊維くず、金属 くず、ガラスくず、 コンクリートくず及び 陶磁器くず、がれき 類）の保管施設	D 86 m ² 133 m ³	1		

(以下余白)

許可証別紙4

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)		処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
処理後物	混合廃棄物(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類)の保管施設	E 67 m ² 122 m ³	1	千葉県佐倉市 大作二丁目 2番1
	混合廃棄物(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)の保管施設 *フレコンバッグ、ドラム缶保管	F 14 m ² 13 m ³	1	
圧縮施設		廃プラスチック類 54 t/日 (2.2t/時×24時間) 紙くず 48 t/日 (2.0t/時×24時間) (平成27年5月14日)	1	
処理前物	廃プラスチック類の保管施設	G 6.0 m ² 6.0 m ³	1	
	廃プラスチック類、繊維くずの保管施設	J 18 m ² 36 m ³	1	
処理後物	混合廃棄物の保管施設 *フレコンバッグ保管	H 12 m ² 12 m ³	1	
	廃プラスチック類、紙くずの保管施設	I 30 m ² 60 m ³	1	

(以下余白)



許可証別紙5

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)			処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
金属くず、廃プラスチック類、 ガラスくず、コンクリートくず及び 陶磁器くずの 破砕施設(廃蛍光ランプ) (条例第12条 第1項第2号) (令和2年9月29日、 第2020-20-1-188号)			廃蛍光ランプ 18t/日 (0.75t/時×24時間) (平成15年5月28日)	1	千葉県佐倉市 大作二丁目 2番1
			廃プラスチック類 0.43t/日 (0.018t/時×24時間) (令和2年10月26日)		
処 理 前 物	廃蛍光ランプの 保管施設	K	15 m ² 22 m ³	1	
処 理 後 物	廃蛍光ランプの 保管施設	L	14 m ² 28 m ³	1	
減容固化施設			廃プラスチック類 0.506t/日 (0.0211t/時×24時間) (令和6年10月15日)	1	
処 理 前 物	廃プラスチック類 の保管施設	A	9.0 m ² 13 m ³	1	
処 理 後 物	廃プラスチック類 の保管施設	B	1.2 m ² 1.2 m ³	1	

(以下余白)

許可証別紙6

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)		処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所	
破 碎 施 設 (施行令第7条第7号、 第8号の2) (令和4年7月8日、 第2022-1-518号)		廃プラスチック類 154.56t/日 (6.44t/時×24時間) 紙くず 126.24t/日 (5.26t/時×24時間) 木くず 266.4t/日 (11.1t/時×24時間) 繊維くず 73.2t/日 (3.05t/時×24時間) 金属くず 190.32t/日 (7.93t/時×24時間) ガラスくず、コンクリートくず及び 陶磁器くず 442.08t/日 (18.42t/時×24時間) がれき類 498.48t/日 (20.77t/時×24時間) (令和5年6月19日)	1	千葉県旭市 さくら台1番6 の一部	
処 理 前 物	廃プラスチック類 の保管施設	21 m ² 52 m ³	1		
	木くずの保管施設	21 m ² 52 m ³	1		
	金属くずの 保管施設	21 m ² 52 m ³	1		
	混 合 廃 棄 物 の 保 管 施 設	4	21 m ² 52 m ³		3
		5			
		6			
	11	28 m ² 62 m ³	1		
		15			106 m ² 219 m ³
廃プラスチック類 の保管施設	13	31 m ² 69 m ³	1		
がれき類、 ガラスくず、コンクリート くず及び陶磁器 くずの保管施設	14	31 m ² 69 m ³	1		

(以下余白)



許可証別紙7

事業の用に供する全ての施設

施設の種別 (許可年月日及び許可番号)		処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所	
処理前物	混合廃棄物の 保管施設	19	120 m ² 251 m ³	1	千葉県旭市 さくら台1番6 の一部
		20	78 m ² 156 m ³	1	
		26	3.0 m ² 3.0 m ³	1	
	金属くずの 保管施設 *コンテナ保管	C-1	1.3 m ² 1.5 m ³	6	
処理後物	金属くずの 保管施設	7	19 m ² 45 m ³	1	
	混合廃棄物の 保管施設	8 9	19 m ² 45 m ³	2	
		16 17 18	33 m ² 74 m ³	3	
		廃プラスチック類 の保管施設	10	30 m ² 70 m ³	
	廃石膏ボードの 保管施設	12	31 m ² 69 m ³	1	
	処理前物	木くずの保管施設	22 23	48 m ² 63 m ³	
がれき類の 保管施設		24	48 m ² 63 m ³	1	
廃プラスチック類 の保管施設 *コンテナ保管		C- 3, 4	6.8 m ² 8.0 m ³	2	
金属くずの 保管施設 *コンテナ保管		C-2	14 m ² 25 m ³	1	
		C- 5, 6, 7, 8	6.8 m ² 8.0 m ³	4	
		木くずの保管施設	21	48 m ² 63 m ³	1
処理後物	がれき類の 保管施設	25	48 m ² 63 m ³	1	

(以下余白)

